

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2018年（平成30年）9月7日

福山市長 枝 廣 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 駅家モール

所在地 福山市駅家町大字近田258番1 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

ア	A棟南西側	7台
イ	A棟南側	46台
ウ	A棟南側	17台
エ	B棟南側	20台
オ	C棟南側	23台
カ	D棟北東側	8台
キ	D棟南東側	14台

(変更後)

ア	A棟南西側	26台
イ	A棟南東側	18台
ウ	A棟南東側	21台
エ	B棟南側	25台
オ	C棟南側	23台
カ	D棟北東側	8台
キ	D棟南東側	14台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

株式会社ザグザグ

開店時間 午前9時00分

閉店時間 午後10時00分

(変更後)

開店時間 午前9時00分

閉店時間 午後12時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場 No.1C, 1D 午前0時00分～午後12時00分

(変更後)

駐車場 No.1C, 1D 午前6時00分～午後10時00分

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No.3B 午前8時00分～午後10時00分

(変更後)

荷さばき施設 No.3B 午前6時00分～午後10時00分

3 変更する年月日

(1) 2005年(平成17年)4月23日

(2) 2018年(平成30年)6月21日

4 変更する理由

営業政策のため

5 届出年月日

2018年(平成30年)6月20日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課(市政情報室)

(2) 縦覧期間

2018年(平成30年)9月7日から2019年(平成31年)1月8日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2019年(平成31年)1月8日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課